狂犬病予防集合注射を実施します

問環境防災課環境班　☎(84)1216

狂犬病は人にも感染し、発症したら100%死亡する恐ろしい病気です。狂犬病予防集合注射を下記の日程で行います。事故防止のため、必ず犬を抑えられる方が連れてきてください。

年1回(原則4月～6月)の予防注射は法律で飼い主に義務付けられていますので、必ず受けさせましょう。

また、登録してある犬が死亡などでいない場合は、環境防災課環境班へご連絡ください。

※犬の登録がされていない場合、環境防災課環境班または集合注射会場で登録手続きが必要です。

※動物病院で注射した場合は、病院で発行された「狂犬病予防注射済証」を持参のうえ、環境防災課環境班で注射済票の交付を受けてください。

手数料

●登録をしていない場合　6,700円

(内訳)注射料　3,150円

注射済票交付手数料　550円

登録手数料　3,000円

●登録をしている場合　3,700円

(内訳)注射料　3,150円

注射済票交付手数料　550円

※既に登録をしている方には、はがきで通知します。裏面の問診票欄をご記入のうえ、集合注射会場へお持ちください。

日程表

日にち	狂犬病予防集合注射会場	実施時間
4月　8日(火)	旧ちばみどり農協日吉支店	13：30～14：00
	小田部青年館	14：15～14：50
	横芝光町役場	15：00～15：30
4月　9日(水)	入区民館	13：30～14：00
	尾垂六区青年館	14：15～14：50
	ちばみどり農協白浜配送センター	15：00～15：30
4月11日(金)	木戸台共同利用施設	13：30～14：00
	横芝光町文化会館	14：15～14：55
	栗山中央共同利用施設	15：05～15：30
4月15日(火)	鳥喰中央集会所	13：30～14：00
	西集会所	14：10～14：40
	北清水集会所	14：50～15：30
4月17日(木)	横芝光町文化会館	9：00～11：50
	横芝光町役場	13：15～15：00

※荒天等により中止になる場合があります。

し尿のくみ取り 引っ越しの際には手続きを忘れずに

引っ越しなどにより、くみ取り式トイレの利用に変更があるときは、手続きが必要です。

住民票の転入・転出・転居の届出だけでは、自動的に加入や取り消しとはなりませんので、必ず手続きをしてください。

◎光地域の方は申請に印鑑が必要です。

※手続きを忘れると、申請後にくみ取り作業の手配となるため、初回の作業までに日数がかかります。

取り消しをしないと引っ越し後も今までどおりくみ取り作業が行われ、料金が発生する場合があります。

問環境防災課環境班　☎84-1216

横芝地域　山武郡市広域行政組合環境衛生課料金係　☎0475-54-0531

光地域　東総衛生組合　☎62-0794

ごみ集積所の管理をお願いします

ごみ集積所は、利用している方々で管理しています。利用方法は、集積所ごとに決められていますので、利用する際は事前に必ずご確認ください。

また、正しく分別されていないごみは収集することができません。集積所を利用するみなさんの迷惑になりますので、適切なごみの分別にご協力をお願いします。